

**START Box 白鬚（稽古場）2025 年度 アーティスト募集要項**  
**受付期間延長（2025 年 11 月 14 日更新）**

START Box 白鬚（稽古場）は、若手アーティストに創作場所を提供し、継続的な活動を支援することを目的としています。このたび、演劇、舞踊等の舞台芸術分野の創作活動スペースとして、使用するアーティストを広く募集します。

**[活動スペース]**

東京都墨田区堤通二丁目 3-2 都営白鬚東アパート 1 階

（東武伊勢崎線「東向島駅」から徒歩約 12 分）

- |                                           |                              |
|-------------------------------------------|------------------------------|
| 区画① 約 50 m <sup>2</sup> 釘打ち可              | } ※区画内の天井高が異なります（下部フロアガイド参照） |
| 区画② 約 50 m <sup>2</sup> 釘打ち可              |                              |
| 区画③ 約 40 m <sup>2</sup> 鏡付き、リノリウム貼り、釘打ち不可 |                              |
| 区画④ 約 50 m <sup>2</sup> 鏡付き、リノリウム貼り、釘打ち不可 |                              |

※ その他に小道具の制作等が可能な作業場（約 48 m<sup>2</sup>）を共同で利用可能です（事前予約制）

※ 申込の際、上記①～④を第 3 希望まで選択が可能です。

**[申込資格]**

★団体申込の場合（法人格の有無及び種別は問いません）

（1）演劇、舞踊等の舞台芸術における創作活動場所（稽古場）を必要としていること

※ スクール等、稽古場内で営利活動を行うことはできません。

（2）使用規約を遵守できること

（3）団体用申請書類に記載の団体の構成員及び稽古場利用者の半数以上が、使用申請時点で満 18 歳以上 40 歳程度までであること

（4）団体の本部事務所や本店所在地が東京都内に存在すること、若しくは団体用申請書類に記載の団体の構成員及び稽古場利用者の半数以上が都内に在住、在勤又は都内の学校を卒業していること

（5）過去に、申請団体として公開活動実績があること又は 2026 年 9 月 30 日までに東京都内で公開活動を予定していること

※ 実績の場合 3 年間（2022 年 10 月 9 日以降申請時点まで）に 1 回以上あること

※ 申請団体が主催した活動に限らず、他の主催者等から依頼されて実施した又はする活動でも可

※ 過去実績の実施場所は問いません（東京都以外の活動でも可）

※ 申請団体として公開活動実績がある場合、（3）及び（4）の「団体の構成員及び稽古場利用者の半数以上」を「団体の代表者」と読み替えることができます。（代表

者は、チラシやウェブサイト等の広報媒体に、代表者として記載されることが必要です。)

- ※ 団体の構成員及び稽古場利用者による個人の活動は、団体の公開活動実績としては認められません。
- ※ 公開活動の予定の場合は、原則、団体の構成員及び稽古場利用者の全員がチラシやウェブサイト等の広報媒体に記載されることが必要です。

#### ★個人申込の場合

- (1) 演劇、舞踊等の舞台芸術における創作活動場所(稽古場)を必要としていること
  - ※ スクール等、稽古場内で営利活動を行うことはできません。
- (2) 使用規約を遵守できること
- (3) 使用申請時点で満 18 歳以上 40 歳程度までであること
- (4) 都内に在住、在勤又は都内の学校を卒業していること
- (5) 過去に公開活動の実績があること又は 2026 年 9 月 30 日までに東京都内で公開活動を予定していること
- ※ 実績の場合過去 3 年間 (2022 年 10 月 9 日以降申請時点まで) に、申請する分野での公開活動の実績が 1 回以上あること
- ※ 申請者が主催した活動に限らず、他の主催者等から依頼されて実施した活動や自身で金銭等を負担して参加したフェスティバル等での公開でも可

なお、団体、個人に関わらず、下記に該当する者を含む場合は申込資格を有しない。

- ア 暴力団 (東京都暴力団排除条例 [平成 23 年度東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。] 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員等 (暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ)
- ウ 申込者が所属する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
- エ 主な活動内容が特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するなど、政治・宗教活動をするためのものと認められる者

#### [申請方法]

【公式ウェブサイト (<https://startbox.jp>)】内の申請フォームを使用し、下記 (1) ~ (3) の申請書類を添付の上、受付期間内に申請ください。

- ※ (1) ~ (3) 合わせて 15MB 以内であること。

#### (1) 経歴書

指定のフォーマットに沿って名前、年齢・生年月日、住所、学歴、公演歴、(ある場

合は)受賞歴等を記載すること(団体申請の場合は団体用の経歴書を提出すること)  
※ 申請者又は団体用申請書に記載の団体の構成員及び稽古場利用者以外の使用・入室は原則認められませんので、注意してご記入ください。

(2) 使用計画書

希望場所、希望使用期間、使用理由を記載。

(3) 過去又は活動予定の公演のチラシ等、実績又は公開活動予定を証明するもの

[PDF、Word、PowerPoint 形式のみ (内容の様式は問わない)]

[受付期間]

2025 年 10 月 9 日(木)14:00 から ~~11 月 17 日(月) 12:00 まで~~ → 11 月 25 日(火)10:00 まで

※申請状況等によっては受付期間を延長する場合や再募集を行うことがあります。

[使用可能日時]

下記の希望する期間の 10 時から 22 時まで

(A) 2026 年 1 月 6 日(火) から 2026 年 1 月 29 日(木) まで(24 日間)

(B) 2026 年 2 月 3 日(火) から 2026 年 2 月 26 日(木) まで(24 日間)

(C) 2026 年 3 月 3 日(火) から 2026 年 3 月 26 日(木) まで(24 日間)

※ 上記期間に物品の搬出入も含みます。

※ 大きな声や音楽等を必要とする稽古や物品の搬出入は 20 時までとします。

[使用承認]

選定委員会を開催し、申請書類に基づき、使用の承認又は不承認を以下のとおり通知します。

(承認) 2025 年 12 月上旬まで(予定) 決定通知

(不承認) 2025 年 12 月上旬まで(予定) 決定通知

[使用料金]

上記の期間で承認された期間分の料金が発生します。

| 期 間   | 区画 1、2、4<br>(約 50 m <sup>2</sup> ) | 区画 3<br>(約 40 m <sup>2</sup> ) |
|-------|------------------------------------|--------------------------------|
| 24 日間 | 35,520 円                           | 29,760 円                       |

※ 作業場の使用料は上記金額に含まれます(時間予約制にて利用可)

※ 水道・電気、Wi-Fi 料金込み、ガスは利用できません。

[使用料金のお支払い方法]

使用を承認されましたら、指定する口座に使用開始日の 5 日前までに全額をお振込みくだ

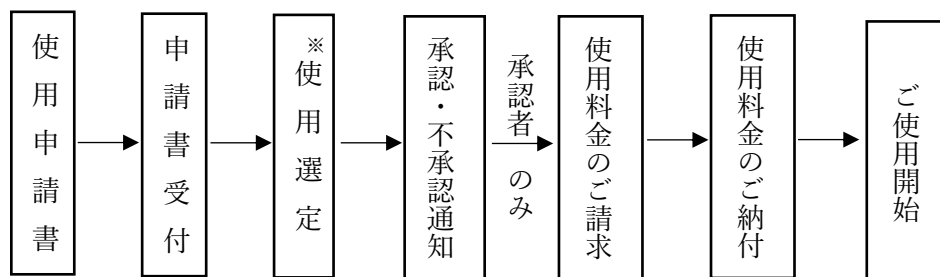
さい。

※ 振込期限の日が金融機関の休業日の場合は、当該日の前日までにお振込みください。

※ 上記（Ａ）の期間の利用者については、2025 年 12 月 25 日までにお振込みください。

※ 払込手数料は使用者の方がご負担ください。

#### [申請からご使用までのイメージ]



※申請状況等によっては、申請者の方と面談を行う場合がございます。

#### [変更・辞退・取消]

##### （１）変更

やむを得ず申請時の内容を変更しようとするときは、変更届を速やかに提出してください。

##### （２）辞退

決定した使用の承認を辞退することはできません。ただし、管理者がやむを得ない事情であると判断した場合は許可する場合があります。

##### （３）取消

以下の場合、使用承認が取り消しとなりますので、ご注意ください。

ア 使用者が期日までに指定された使用料金を納めないとき

イ 使用者が犯罪や不正、その他迷惑行為等を行ったとき

ウ 虚偽の申請があったとき

エ 使用規約に従わなかったとき

オ 災害、その他事故により施設等の使用ができなくなったとき

カ 施設の安全管理上やむを得ない事情により、施設等の使用ができなくなったとき

キ その他、正当な理由により管理者が特に必要があると認めるとき

※ 使用料金は、上記（オ）（カ）（キ）の場合を除き還付しないものとします。また、使用者の事情により、途中で施設の使用を中止する場合も使用料金は還付しないものとします。

#### [損害賠償]

使用者が、施設に損害を与えた場合は、START Box の管理者は当該使用者に対し、相当額と認める損害賠償を求めることができるものとします。ただし、以下の場合、損害賠償額を

減額又は免除するものとします。

- (1) 人命救助のためになされた場合
- (2) 災害その他の事故により使用できなくなった場合
- (3) 施設の瑕疵が認められる場合
- (4) その他 START Box の管理者が減額又は免除することに特段の理由があると認めたとき

#### **[遵守事項]**

使用に当たり、次のことをお守りください。

- (1) 使用規約に定める事項
- (2) 承認された使用承認書の内容に従って誠実に使用すること
- (3) 他の使用者・居住者の迷惑になる行為をしないこと
- (4) 大きな音や大きな振動の出る楽器等の演奏は行わないこと
- (5) 当該施設は都営住宅の敷地内に所在しており、施設の利用に際し、近隣住民等から騒音に関する苦情が寄せられた場合は、施設利用に伴い発生する音の低減をお願いする可能性がある。その際は、管理者の指示に従うこと
- (6) 搬出入作業は 10 時～20 時までの間とする。又一時停車スペースでの作業は荷下ろしのみとし、いかなる場合も駐車は行ってはならない。また、稽古場外に荷物等を置かず、稽古場内で作業を行うこと
- (7) いかなる場合も施設付近の路上で滞留しての談笑、談話、ミーティング等を行わないこと
- (8) 稽古等の創作活動を目的として使用すること。倉庫等、創作活動以外で利用することや営利目的の活動（カルチャースクールの教室等）を行うこともできない
- (9) オーディション等の不特定多数が出入りするイベントでの使用はできない
- (10) START Box の管理者がいつでも連絡を取れるようにしておくこと
- (11) 外出等の部屋を離れる際、施錠後、鍵は所定の場所に返却すること
- (12) 施設の適正な運営・安全確保に必要な指示に従うこと
- (13) その他 START Box の管理者が配置する係員の指示に従うこと

#### **[個人情報の取扱い]**

申請書等で知り得た個人情報は、本事業の目的のみで使用し、その他の事業で使用するものではありません。

#### **[留意事項]**

申請に当たり、次のことにご留意ください。

- (1) 申請に伴う書類の返却はできませんので、ご了承ください。
- (2) 選定の基準や過程、結果等に関するお問合せには、お答えできませんので、ご了承

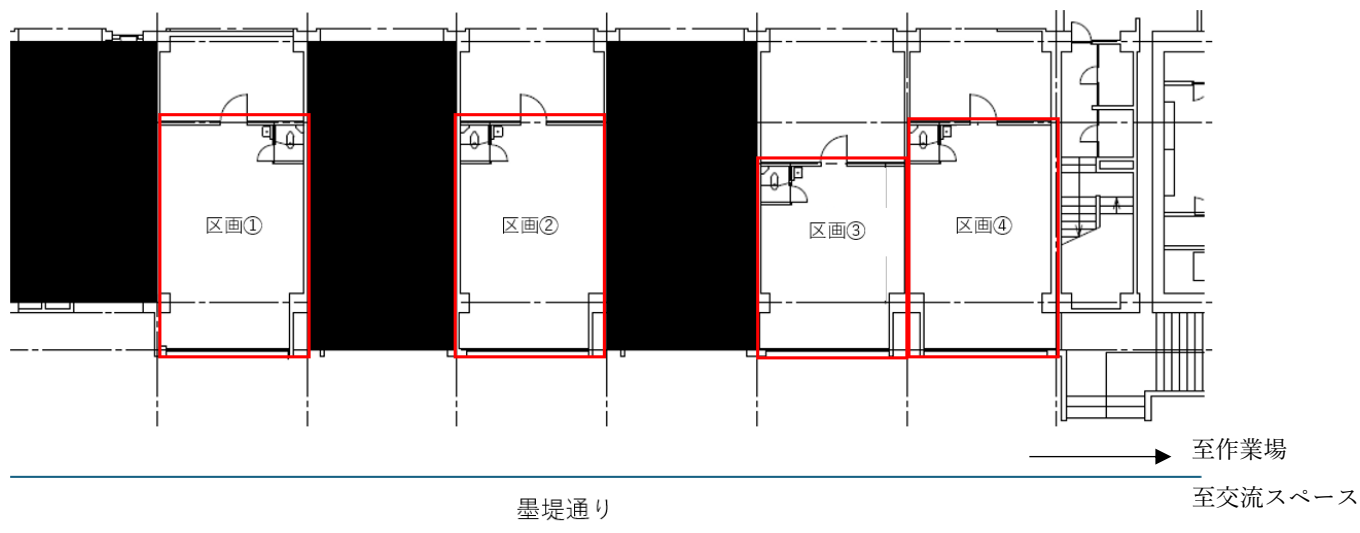
ください。

- (3) 使用承認された者のうち、申請書の氏名と使用料振込時の氏名が異なる場合は、下記までお問合せください。
- (4) 個人団体問わず、申請書類に記載された者以外の使用・入室は原則認められません。  
ただし、公開活動に関係するスタッフ等の使用・入室については、事前の届け出により許可する場合があります。その場合は申請者の在室が必須となります。
- (5) 公開活動の記録に正当な理由なく団体の構成員及び施設利用者の全員が記載されていない等、申請書に虚偽・重要な事項の不記載があった場合は、今後の申請を受け付けない場合がありますのでご注意ください。
- (6) 事業の広報活動のため、利用者のインタビューや作品等の撮影、イベントの記録等を公式ウェブサイトや公式 SNS 等にて発信する場合がありますので、積極的にご協力ください。

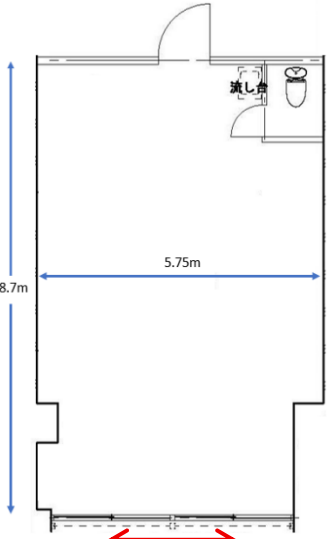
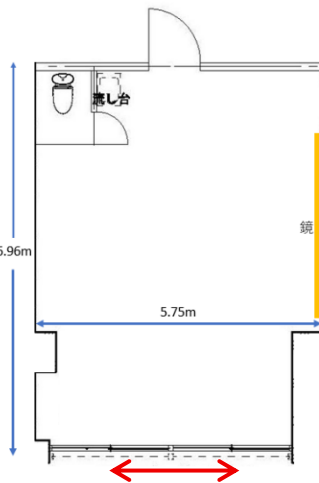
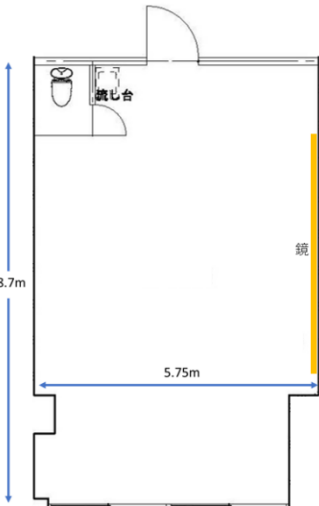
#### [フロアガイド]

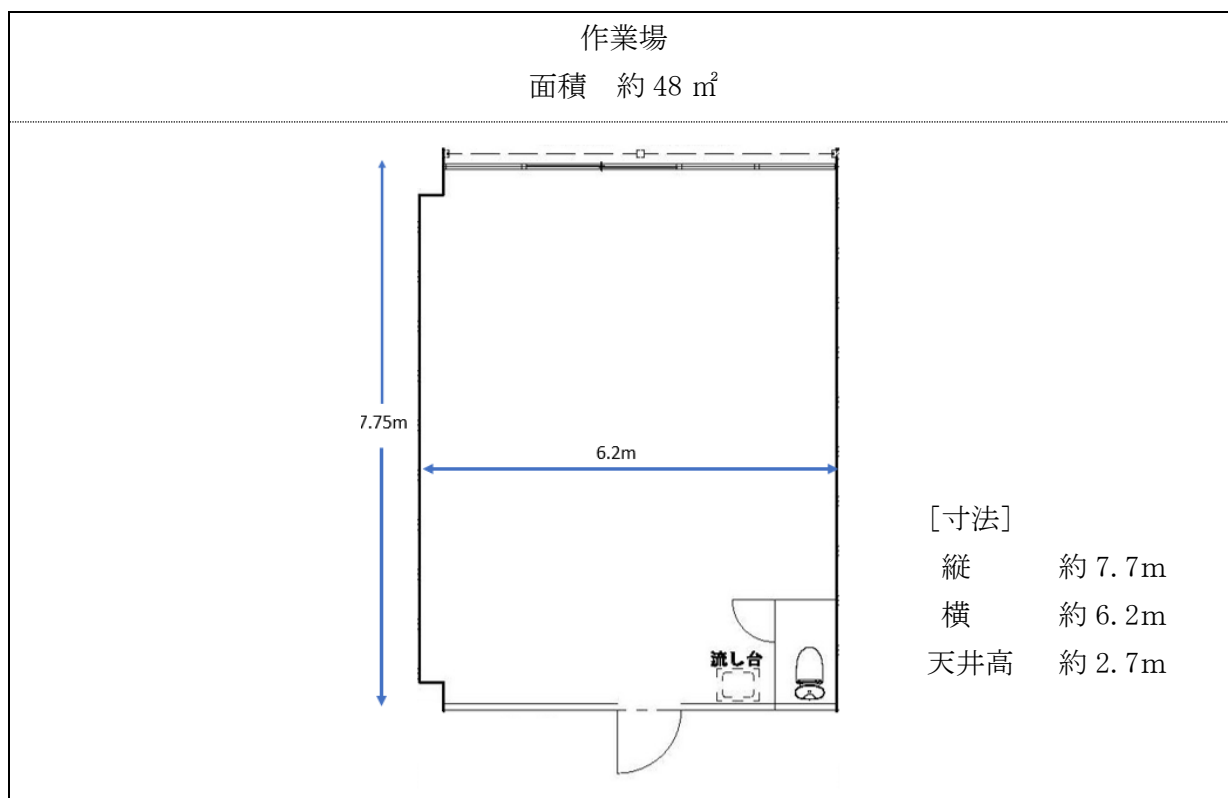
START Box 白鬚（稽古場）では4区画の稽古場とアーティスト同士の交流等ができるスペース及び作業場を設けています。

< 区画全体 >

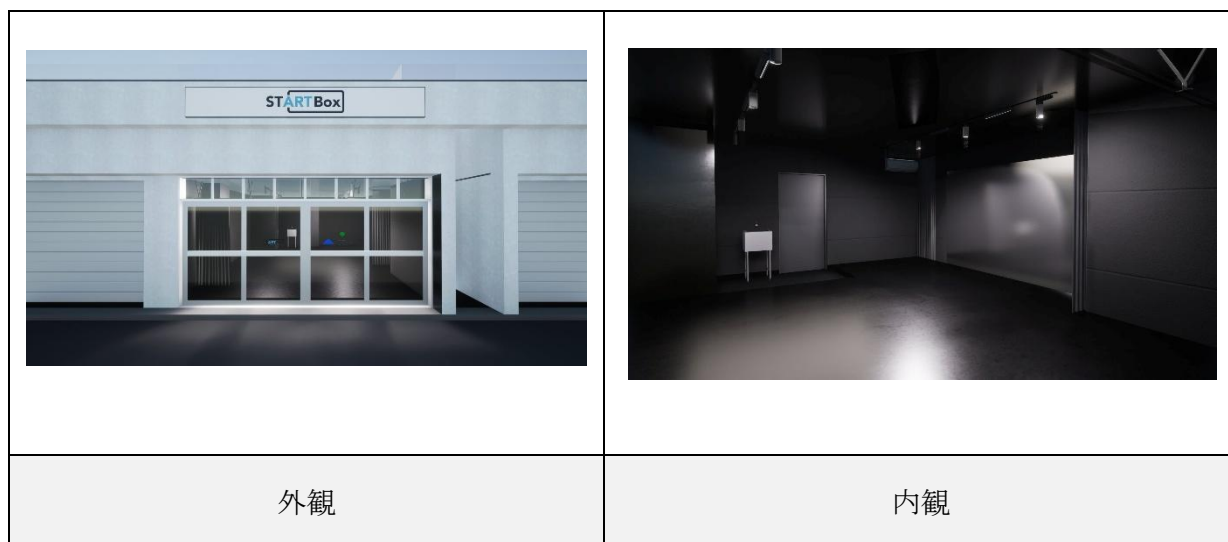


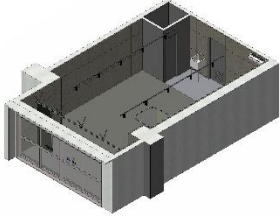
<各区画>

| <p>区画①、②<br/>面積 約 50 m<sup>2</sup></p>                                                                                 | <p>区画③<br/>面積 約 40 m<sup>2</sup></p>                                              | <p>区画④<br/>面積 約 50 m<sup>2</sup></p>                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|                                       |  |  |
| <p>[寸法]</p> <p>縦 約 8.7m</p> <p>横 約 5.7m</p> <p>天井高 区画①約 3.0m<br/>(一部 2.6m)</p> <p>区画②約 2.5m</p> <p>※①と②はトイレが反転します。</p> | <p>[寸法]</p> <p>縦 約 6.9m</p> <p>横 約 5.7m</p> <p>天井高 約 2.5m</p>                     | <p>[寸法]</p> <p>縦 約 8.7m</p> <p>横 約 5.7m</p> <p>天井高 約 2.5m</p>                       |
| <p>[戸のタイプ]</p> <p>引違い戸 4枚(幅約 1.0m/枚)</p> <p>開口部(最大) 横幅 約 2m</p> <p>高さ 約 1.9m</p>                                       | <p>[戸のタイプ]</p> <p>引違い戸 4枚(幅約 1.0m/枚)</p> <p>開口部(最大) 横幅 約 2m</p> <p>高さ 約 1.9m</p>  | <p>[戸のタイプ]</p> <p>引違い戸 4枚(幅約 1.0m/枚)</p> <p>開口部(最大) 横幅 約 2m</p> <p>高さ 約 1.9m</p>    |



<イメージ図>



|                                                                                   |                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |
| <p>鳥観図</p>                                                                        | <p>外観写真（工事前）</p>                                                                   |

#### [その他の主な設備]

乾式二重床、簡易防音仕様、冷暖房設備、トイレ、流し台、Wi-Fi、24 時間機械警備、電力（40A）など

#### [所管部署・問い合わせ先]

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-1-28 九段ファーストプレイス5階

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

活動支援部 活動支援課 活動支援係

TEL：03-6261-5420

電子メール：startbox@artscouncil-tokyo.jp